

○文部科学省告示第五十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十六条の二（同令第百八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第百三十二条の三及び第百四十条の規定に基づき、学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件及び学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件及び学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示

第一条 学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成三十二年文部科学省告示第六十八号）第1章第2款の3(2)のイに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(2)のイに規定する普通科以外の普通教育を主とする学科において全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目、同款の3(2)のウに規定する専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3(2)のエに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3(3)のエ、才及び力並びに同款の5(7)の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

1
〔略〕

2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第百四十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導（次項において「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う場合は、授業時数の合計

改正前

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成三十二年文部科学省告示第六十八号）第1章第2款の3(2)のイに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(2)のイに規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3(2)のウに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3(3)のエ、才及び力並びに同款の5(6)の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

1
〔同上〕

2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第百四十条第一号から第五号まで及び第八号に該当する児童又は生徒については、年間三十五単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、同条第六号及び第七号に該当する児童又は生徒については、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。

<p>3 おおむね年間二百八十単位時間以内とする。</p> <p>3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとし、当該指導に加え、日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合においても、これらの指導に係る修得単位数の合計数は二十一単位を超えないものとする。</p>	<p>3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間七単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

第二条 学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条、第七十九条の六及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条の二（規則第八十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、次の各号に掲げる学校においては、日本語の能力に応じた特別の指導を、それぞれ当該各号に掲げるものに替えることはできないものとする。

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程 高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款の3(2)のイに規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(2)のイに規定する普通科以外の普通教育を主とする学科において全ての生徒に履修させる学校設定教科に関する科目、同款の3(2)のウに規定する専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3(2)のエに規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同款の3(3)のエ、才及び力並びに同款の5(7)の規定により行う特別活動

二 特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものを除く。） 特別支援学校高等部学習指導要領（平成三十一年文部科学省告示第十四号）第一章第二節第二款の3(1)のイ(ア)に規定する必修教科・科目及び総合的な探究の時間、同款の3(1)のイ(イ)に規定する専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目並びに同款の3(1)のウ(ウ)及び(エ)の規定により行う特別活動

改正前

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条、第七十九条の六及び第八十条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、又は第三百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

<p>三 特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものに限る。） 特別支援学校高等部学習指導要領第一章第二節第二款の3(2)のイ①に規定する全ての生徒に履修させる各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動の全部、同款の3(2)のイ②に規定する専門学科において一以上履修させる専門教科の全部並びに同款の3(2)のイ③及び④の規定により行う特別活動</p> <p>2 1 〔略〕</p> <p>2 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部における日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第四百四条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導（次項において「障害に応じた特別の指導」という。）を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。</p> <p>3 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものを除く。）における日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、二十一単位を超えない範囲で当該高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとし、当該指導に加え、障害に応じた特別の指導を行う場合においても、これらの指導に係る修得単位数の合計数は二十一単位を超えないものとする。</p> <p>4 特別支援学校の高等部（知的障害者である生徒に対する教育を行うものに限る。）における日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、八百九十四単位時間を超えない範囲で当該特別支援学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な授業時数のうちに加えることができるものとする。ただし、この場合においても、専門学科においては、全ての生徒に履修させる専門教科の授業時数が八百七十五単位時間を下回らないものとする。</p>	<p>〔号を加える。〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>2 日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第四百四条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件本文ただし書の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。